



## 【募集職種、受験資格など】

職種	採用予定人員	受験資格	試験日	応募受付期間
保育士	11人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人／平成9年4月2日以降に生まれた人で、短期大学、専修学校などを卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人 ※ 保育士資格を有している人または令和2年3月までに取得見込みの人	7月28日(日)	6月3日(月)～21日(金) (土・日曜日を除く)
保育士 [社会人経験者]		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学または短期大学、専修学校などを卒業した人 ※ 保育士資格を有し、保育士業務または幼稚園教諭業務での実務経験が通算2年以上ある人		
保育士 (任期付)	2人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有し、保育士業務または幼稚園教諭業務での実務経験が通算2年以上ある人	8月22日(木)・26日(月)	7月1日(月)～19日(金) (土・日曜日、休日を除く)
事務職 (一般事務)	6人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人／平成9年4月2日以降に生まれた人で、短期大学(専修学校の専門課程を含む)を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人	9月22日(日)	7月29日(月)～8月15日(木) (土・日曜日、休日を除く)
事務職 (一般事務) [障がい者]		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人(高等学校以上の学歴でも受験可) ※ 身体障がい者手帳、療育手帳(愛護手帳など)、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人		
保健師	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有している人または令和2年3月までに取得見込みの人		
技術職(土木)	2人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人		
技術職(土木) [社会人経験者]		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学歴を有し、次のいずれかの要件も満たす人 1 次のいずれかの資格を有すること (1) 土木施工管理技士(1級または2級) (2) 技術士(建設部門または上下水道部門) 2 土木工事の計画、設計、施工管理などの実務経験が通算3年以上ある人		
技術職(建築)	2人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人		
技術職(建築) [社会人経験者]		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学歴を有し、建築工事の設計または施工管理などの実務経験が通算3年以上ある人		

## 【提出書類】

職種	必要書類	「採用候補者試験申込書」 (指定様式)(写真貼付)	「成績証明書」	「卒業(見込)証明書」	その他
保育士		○	○	○	・ 保育士の資格を証する書類または保育士資格取得見込証明書
保育士 (社会人経験者)		○		○	・ 保育士の資格を証する書類 ・ 勤務証明書(指定様式)(※最終合格通知後に提出)
保育士(任期付)		○ (任期付職員用)			・ 保育士の資格を証する書類 ・ 勤務証明書(指定様式)
事務職(一般事務)		○	○	○	
事務職(一般事務) [障がい者]		○	○	○	・ 障がい者手帳の氏名・障がい名(身体障がいのみ)・等級が掲載されている頁の写し
保健師		○	○	○	・ 保健師の資格を証する書類(有資格者のみ提出)
技術職(土木)		○	○	○	
技術職(土木) [社会人経験者]		○		○	・ 上記「受験資格」の資格を証する書類 ・ 勤務証明書(指定様式)(※最終合格通知後に提出)
技術職(建築)		○	○	○	
技術職(建築) [社会人経験者]		○		○	・ 勤務証明書(指定様式)(※最終合格通知後に提出)

## 【欠格事項】

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 【その他】

- ・ 受験資格など不明な点は、事前に市役所総務課にお問い合わせください。
- ・ 試験申込書などは図書館棟総合案内および十四山支所総務課で配布のほか、市ホームページから印刷して使用もできます。

☎ 490-1405 愛知県弥富市神戸三丁目25番地 市役所 総務課 人事グループ(内線235・236)

## TOPICS

# 後期高齢者医療制度からのお知らせ

## 保険料均等割額軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度では保険料の被保険者均等割額を、世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて段階的(7割軽減、5割軽減、2割軽減)に軽減しています。

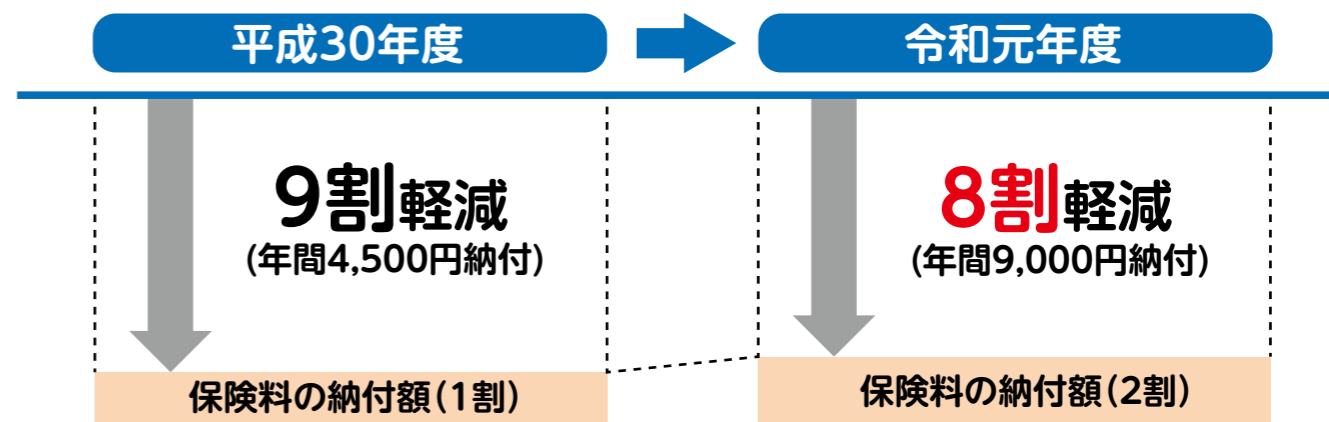
このうち7割軽減の対象となっていた方については、暫定的な特例措置として9割軽減および8.5割軽減を実施してきました。

今般、世代間の負担の公平などを図る観点から、本来の7割軽減へと段階的に移行することとなりました。これに伴い、今年度は9割軽減となっていた方について、8割軽減に変更されます。

## 9割軽減の対象者とは

所得金額の合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の被保険者

(例)年金収入80万円以下の方



## 保険料軽減対象の拡大について

平成30年度に引き続き、令和元年度においても5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。

### 5割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)  
(拡大後) 33万円+(28万円×世帯の被保険者数)

### 2割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)  
(拡大後) 33万円+(51万円×世帯の被保険者数)

☎ 市役所保険年金課(内線125・126)